

東京都消費生活条例

(東京都消費生活対策審議会)

第45条 (略)

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第14条第1項、第16条第1項から第3項まで又は第17条第1項の規定による指定を行う商品若しくはサービスを選定し、又はその解除をしようとするとき。(以下 略)

(品質等の表示)

第16条 知事は、消費者が商品を購入するに当たりその内容を容易に識別し、かつ、適正に使用するため必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、商品ごとに、その成分、性能、使用方法、供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他の表示すべき事項、表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項(以下「商品表示事項等」という。)を指定することができる。

(以下略)

東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について

諮問



7生消企第461号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和7年12月22日

東京都知事 小池 百合子



記

東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について

- (1) 指定商品のうち「調理冷凍食品」について、原材料配合割合に関する事項の削除
- (2) 指定商品のうち「カット野菜及びカットフルーツ(包装されたものに限る。)」の解除

諮問事項

東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について

- (1) 指定商品のうち「調理冷凍食品」について、原材料配合割合に関する事項の削除
- (2) 指定商品のうち「カット野菜及びカットフルーツ(包装されたものに限る。)」の解除

諮問の趣旨

都は、東京都消費生活条例に基づき、消費者が商品を購入するに当たり、その品質等について容易に情報を得ることができるように、品質等の表示を行うべき商品を指定し、商品ごとに、表示すべき事項及び方法を定め、事業者に対してこれらを表示することを義務付けており、指定する商品並びに表示すべき事項及び方法は、同条例に基づく告示で定めている。

調理冷凍食品の原材料配合表示については、昭和52年7月に、当時、調理冷凍食品の普及が著しく進む中、原材料の一部の名称が付された商品に対し消費者の誤認を防止することを目的として定めたものである。近年では、消費者の価値観が多様化する中、原材料配合割合表示が必ずしも商品の優劣を判断する材料とならなくなっていることから、国の食品表示制度では、食品表示基準の改正により10品目の調理冷凍食品の原材料配合割合に係る、東京都と類似の表示ルールが廃止された。

カット野菜及びカットフルーツの加工年月日表示については、平成4年10月に、当時、食生活における調理の省力化等の進展に伴いこうした商品が急速に普及する中、消費者の購入時における選択の目安とすることを目

的として定めたものである。近年では、カット野菜及びカットフルーツにおいて消費期限等の期限表示が広く普及していることから、消費者が購入時における選択のための情報源として期限表示を活用できるようになっている。

また、国の食品表示制度では、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において食品表示基準の国際基準への整合化を推進する旨が示され、国際的な動向を踏まえた合理的でシンプルかつ分かりやすい食品表示制度の検討を行うこととされたところである。

これらの状況を踏まえ、合理的でシンプルかつ分かりやすい食品表示制度を実現するため、東京都消費生活条例に基づく商品の指定の解除及び表示すべき事項等の削除について諮問するものである。

答申

答 申

第28次東京都消費生活対策審議会

- | 商品 | 表示すべき事項 | 表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項 |
|---|--------------------|---|
| <p>七 調理冷凍食品</p> <p>(農林畜水産物に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及び調味、成形、加熱等の調理を行ったものを凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであつて、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。以下同じ。)</p> <p>ただし、原材料配合割合の表示については食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)別表第三により定められている調理冷凍食品の項に定められた品目を除き、原料原産地名の表示については食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号、第二号ロ、第三号及び第四号により原産地を表示する原材料並びに別表第十五により原料原産地表示義務が課せられている品目を除く。</p> | <p>(一) 原材料配合割合</p> | <p>(一) 商品名に原材料の一部の名称が付された調理冷凍食品にあつては、当該原材料の仕込み時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。ただし、重量の画一化が困難なもので、グラムの単位で単位を明記して表示することを適当としない調理冷凍食品にあつては、その表示を省略することができる。</p> <p>(二) 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルの貼付その他の方法により表示すること。</p> <p>(三) 表示に用いる文字は、日本産業規格 Z 8305(活字の基準寸法)に規定する八ポイント以上の大きさの活字を用い、背景の色と対照的な色とすること。</p> |
| | (二) 原料原産地名 | (略) |

東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について

答申

3 条例に基づく「カット野菜及びカットフルーツ」の品質表示

都は、「カット野菜及びカットフルーツ」を条例第16条第1項に基づく品質表示を義務付ける商品として指定し、平成4年10月に施行した。

条例に基づく告示の内容は以下のとおりである。

商品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
四十四 カット野菜及びカットフルーツ（包装されたものに限る。）	（一） 加工年月日	（一） 加工年月日は、野菜、果菜又は果物を小さく切り、生食用として食べやすく加工した（カットした）目を次のいずれかに準じて表示すること。 ア 加工年月日 平成4年○月○日 イ 4.○.○ 加工 ウ 加工年月日 1992年○月○日 エ 1992.○.○ 加工 （二） 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルのちよう付その他の方法により表示すること。 （三） 表示に用いる文字は、原則として日本産業規格Z八三〇五（活字の基準寸法）に規定する八ポイント以上の大きさの活字とし、背景の色と対照的な色で表示すること。

4 都における検討の経緯

本諮問にあたり、都は、食品の安全の確保について所管する東京都食品安全審議会（以下「食品安全審議会」という。）に対して意見を求め、その際、業界団体等からの意見聴取に加え、都民等を対象としたパブリックコメントを行い、幅広い意見の集約を実施するとともに、カット野菜及びカットフルーツに関する消費期限等の表示の実態について調査を実施した。

また、当審議会においては、第2回総会（令和7年6月26日開催）において、本件に関する検討状況について説明を受け、食品安全審議会での検討に向けた意見を聴取した。

食品安全審議会においては、当審議会からの意見も踏まえ、食品安全の専門的な見地から議論を重ね、「調理冷凍食品の原材料配合割合の表示義務」及び「カット野菜及びカットフルーツの加工年月日表示義務」を廃止することが妥当である旨の意見がとりまとめ

られた。（東京都消費生活条例に基づく「食品表示の見直しについて <意見取りまとめ>」（令和7年11月 東京都食品安全審議会））

5 当審議会の判断

以上の状況を勘案すると、諮問のあった、指定商品のうち「調理冷凍食品」について原材料配合割合に関する事項の削除及び指定商品のうち「カット野菜及びカットフルーツ（包装されたものに限る。）」の解除は妥当である。

なお、商品選択に際して多様な情報提供を望む消費者が適切に情報を入手することができるよう、ホームページなどを通じた情報提供について、事業者や事業者団体が取り組むことを期待する。

東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について

東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定(抜粋) (令和8年4月1日改正)

表一 条例第十六条第一項の規定に基づく表示事項等

商品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
七 調理冷凍食品(農林畜水産物に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及び調味、成形、加熱等の調理を行つたものを凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであつて、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。以下同じ。)ただし、原材料配合割合の表示にあつては食品表示法に基づく食品表示基準別表第三により定められている調理冷凍食品の項に定められた品目を除き、原料原産地名の表示にあつては食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号、第二号ロ、第三号及び第四号により原産地を表示する原材料並びに別表第十五により原料原産地表示義務が課せられている品目を除く。	(一) 原材料配合割合 削除	(一) 商品名に原材料の一部の名称が付された調理冷凍食品にあつては、当該原材料の仕込み時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。ただし、重量の画一化が困難なもの等で、グラム単位で単位を明記して表示することを適当としない調理冷凍食品にあつては、その表示を省略することができる。 (二) 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルの貼付その他の方法により表示すること。 (三) 表示に用いる文字は、日本産業規格Z 八三〇五(活字の基準寸法)に規定する八ポイント以上の大きさの活字を用い、背景の色と対照的な色とすること。
	(二) 原料原産地名	(略)
四十四 カット野菜及びカットフルーツ(包装されたものに限る。) 削除	(一) 加工年月日	(一) 加工年月日は、野菜、果菜又は果物を小さく切り、生食用として食べやすく加工した(カットした)日を次のいずれかに準じて表示すること。 ア 加工年月日 平成4年〇月〇日 イ 4.〇.〇 加工 ウ 加工年月日 1992年〇月〇日 エ 1992.〇.〇 加工 (二) 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルのちよう付その他の方法により表示すること。 (三) 表示に用いる文字は原則として、日本産業規格Z八三〇五(活字の基準寸法)に規定する八ポイント以上の大きさの活字とし、背景の色と対照的な色とすること。